

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 役員等候補者選考マニュアル

種	類	マニュアル
作	成	総務委員会
議	決	理事会
制定年月日	平成 11 年（1999 年）10 月 28 日	
改定年月日	平成 21 年（2009 年）11 月 5 日	

1. 本マニュアルで規定する事項は、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会定款（以下、定款）第 24 条および第 25 条の定めるところに従い役員等を選考する手順を定める。
2. 一般規則
 - 1) すべての役員等候補者の選考に先行して、会長候補者の選考を行う。
 - 2) 会長候補者の選考にあたっては、会長候補者選考委員会を設置し、その任にあたるものとする。
 - 3) 会長候補者の決定には理事会の承認を必要とする。
 - 4) 役員等の選考にあたっては、役員等候補者選考委員会を設置し、その任にあたるものとする。
 - 5) 役員等候補者の決定には理事会の承認を必要とする。
3. 会長候補者選考委員会の構成と職務
 - 1) 会長候補者選考委員会は以下によって構成される。
 - ①会長
 - ②副会長
 - ③理事会互選 4 名
 - 2) 会長候補者選考委員会の委員長は会長とする。
 - 3) 会長候補者選考委員会は、定款第 25 条の定めるところにより会長を選考し、選考後は速やかに理事会の承認を得る。
 - 4) 会長候補者選考委員会の委員が、第 4 項に示す役員等候補者選考委員会委員を兼職することはこれを妨げない。
4. 役員等候補者選考委員会
 - 1) 役員等候補者選考委員会は以下によって構成される。
 - ①会長候補者選考委員会によって選考された会長候補者
 - ②副会長
 - ③理事会互選 4 名
 - 2) 役員等候補者選考委員会の委員長には、役員等候補者選考委員のうち役員である者を役員等候補者選考委員会の互選によって選出する。
 - 3) 役員等候補者選考委員会は、定款第 24 条および第 25 条の定めるところにより役員等を選考し、選考後は速やかに理事会の承認を得る。
 - 4) 役員等候補者選考委員会の委員が、第 3 項に示す会長候補者選考委員会委員を兼職することはこれを妨げない。

以上